

日医発第 939 号(健Ⅱ605)

令和 4 年 3 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

中 川 俊 男

公印省略

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

標記事業につきましては、市町村及び特別区が実施するがん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）の受診を促進し、がんの早期発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として、実施されているところであります。

今般、令和 4 年度の同事業について、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」の一部が改正され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事、指定都市市長および中核市市長宛て通知がなされ、本会にも別添のとおり協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対する周知ならびに行政からの依頼への協力等について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発0304第10号

令和4年3月4日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長



新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について（協力依頼）

がんはわが国において昭和 56 年から死亡原因の第 1 位であり、がんによる死亡者数は年間 37 万人を超える状況となっております。しかしながら診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要です。また、がん対策推進基本計画（平成 30 年 3 月閣議決定）においても「国は、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を 50%とする。精密検査受診率の目標値を 90%とする。」と定められています。

これらを踏まえ、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、平成 30 年 3 月 28 日健発第 0328 第 20 号本職通知「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところですが、別添写しのとおり、実施要綱の一部を改正し、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び市区町村長宛てに通知しました。貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

健発0304第9号

令和4年3月4日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長
殿

厚生労働省健康局長

(公印省略)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成30年3月28日健発第0328第20号本職通知「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別紙の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">健発 0328 第 20 号 平成 30 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 29 日一部改正 令和 2 年 3 月 27 日一部改正 令和 2 年 5 月 1 日一部改正 令和 3 年 2 月 25 日一部改正 令和 4 年 3 月 4 日一部改正</p> <p>I 個別の受診勧奨・再勧奨</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) 当該年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。 また、勧奨資材については、国立がん研究センター</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">健発 0328 第 20 号 平成 30 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 29 日一部改正 令和 2 年 3 月 27 日一部改正 令和 2 年 5 月 1 日一部改正 令和 3 年 2 月 25 日一部改正</p> <p>I 個別の受診勧奨・再勧奨</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) 当該年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p><u>がん対策研究所</u>が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているので、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用すること。</p> <p>なお、これらの勸奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>(2) 当該年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勸奨・再勸奨を行うこと。</p> <p>また、受診勸奨・再勸奨を実施する際は、国立がん研究センター<u>がん対策研究所検診研究部</u>で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勸奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。</p> <p>なお、これらの勸奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>6～7 省略</p> <p>8 その他の留意事項</p>	<p>また、勸奨資材については、国立がん研究センター<u>社会と健康研究センター保健社会学研究部</u>が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているので、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用すること。</p> <p>なお、これらの勸奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>(2) 当該年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勸奨・再勸奨を行うこと。</p> <p>また、受診勸奨・再勸奨を実施する際は、国立がん研究センター<u>社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室</u>で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勸奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。</p> <p>なお、これらの勸奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>6～7 省略</p> <p>8 その他の留意事項</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 発送費用の抑制について <u>郵送で個別の受診勧奨・再勧奨を行う場合は、1つのハガキで全てのがん検診の勧奨を行う等、発送費用の抑制に努めること。</u></p> <p>II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 対象者の考え方 対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子宮頸がん 検診</td> <td style="text-align: center;"><u>平成13 (2001) 年4月2日～平成14 (2002) 年4月1日</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乳がん検診</td> <td style="text-align: center;"><u>昭和56 (1981) 年4月2日～昭和57 (1982) 年4月1日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和<u>3</u>年度に受診ができなかった令和<u>3</u>年度の対象者については、令和<u>4</u>年度の対象者とみなすことができる。</p> <p>5～7 省略</p>	対象	生年月日	子宮頸がん 検診	<u>平成13 (2001) 年4月2日～平成14 (2002) 年4月1日</u>	乳がん検診	<u>昭和56 (1981) 年4月2日～昭和57 (1982) 年4月1日</u>	<p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 対象者の考え方 対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子宮頸がん 検診</td> <td style="text-align: center;"><u>平成12 (2000) 年4月2日～平成13 (2001) 年4月1日</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乳がん検診</td> <td style="text-align: center;"><u>昭和55 (1980) 年4月2日～昭和56 (1981) 年4月1日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和<u>2</u>年度に受診ができなかった令和<u>2</u>年度の対象者については、令和<u>3</u>年度の対象者とみなすことができる。</p> <p>5～7 省略</p>	対象	生年月日	子宮頸がん 検診	<u>平成12 (2000) 年4月2日～平成13 (2001) 年4月1日</u>	乳がん検診	<u>昭和55 (1980) 年4月2日～昭和56 (1981) 年4月1日</u>
対象	生年月日												
子宮頸がん 検診	<u>平成13 (2001) 年4月2日～平成14 (2002) 年4月1日</u>												
乳がん検診	<u>昭和56 (1981) 年4月2日～昭和57 (1982) 年4月1日</u>												
対象	生年月日												
子宮頸がん 検診	<u>平成12 (2000) 年4月2日～平成13 (2001) 年4月1日</u>												
乳がん検診	<u>昭和55 (1980) 年4月2日～昭和56 (1981) 年4月1日</u>												

改正後	改正前
<p>8 その他の留意事項 (1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 発送費用の抑制について</u> <u>クーポン券等の送付においては、世帯毎に他のがん検診の案内と一緒に送付する等、発送費用の抑制に努めること。</u></p> <p>Ⅲ 省略</p>	<p>8 その他の留意事項 (1)～(8) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ 省略</p>

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

健 発 0328 第 20 号
平成 30 年 3 月 28 日

平成 31 年 3 月 29 日 一部改正
令和 2 年 3 月 27 日 一部改正
令和 2 年 5 月 1 日 一部改正
令和 3 年 2 月 25 日 一部改正
令和 4 年 3 月 4 日 一部改正

I 個別の受診勧奨・再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

5（1）の事業の対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

	対象年齢
胃がん検診	50～69歳の男女 (胃部エックス線検査は40歳以上も可)
子宮頸がん検診	20～69歳の女性
肺がん検診	40～69歳の男女
乳がん検診	40～69歳の女性
大腸がん検診	40～69歳の男女

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。

また、勧奨資材については、国立がん研究センターがん対策研究所が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているため、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用すること。

なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。

- (2) 当該年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。

また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センターがん対策研究所検診研究部で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。

なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。

- (3) (1) 及び (2) を実施するに当たって、厚生労働省が作成した「がん検診受診率向上施策ハンドブック（第2版）」を参考にして、手続きの簡略化、人の性質（利益を得るよりも損失を回避する選択をしやすい、周囲の人の行動や発言に影響を受けやすい等）を理解した勧奨及び効果の高いタイミングを狙った情報の発信など、「ナッジ(nudge)理論」を用いた効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5の事業を実施する費用とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 個別の受診勧奨・再勧奨の定義について

本事業における個別の受診勧奨とは、郵送や電話等により個別に受診の勧奨を行うことをいう。個別の受診再勧奨とは、個別の受診勧奨を行ったにも関わらず、がん検診を受診していない者に対して、再度、個別に受診勧奨を行うことをいう。なお、世帯に対して受診勧奨・再勧奨する場合も、対象者全員の氏名が明記されているのであれば、個別の受診勧奨・再勧奨に該当する。

(2) 適切な精度管理・事業評価の実施について

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、適切な精度管理・事業評価の下で実施することが重要であるため、本事業を実施する際は、必ず、「事業評価のためのチェックリスト」（「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書（平成20年3月、平成28年4月改定）の別添）を用いて、精度管理・事業評価を行うこと。

特に、対象者の網羅的ながん検診台帳を、住民台帳などに基づいて作成すること。個別の受診再勧奨まで行ってもがん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

また、個別の受診勧奨・再勧奨の実施に当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」に基づき、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」（がん検診の有効性やがん検診受診のメリット・デメリット、精密検査についての正しい情報、精密検査を受診する必要性など）の項目を対象者に伝えること。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）がん対策情報センターが作成した「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル」において、具体的な取組事例を紹介しているので参考にすること。

(3) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

(4) 発送費用の抑制について

郵送で個別の受診勧奨・再勧奨を行う場合は、1つのハガキで全てのがん検診の勧奨を行う等、発送費用の抑制に努めること。

II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行いがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成13（2001）年4月2日～平成14（2002）年4月1日
乳がん検診	昭和56（1981）年4月2日～昭和57（1982）年4月1日

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に受診ができなかった令和3年度の対象者については、令和4年度の対象者とみなすことができる。

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）対象者に対するクーポン券の送付
- （2）対象者に対する検診手帳の送付
- （3）対象者がクーポン券を利用してがん検診を受診する場合の自己負担分の助成措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- （1）この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5 (1) 及び (2) の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (3) における自己負担額相当部分の費用とする。ただし、受診者に自己負担が生じる場合には、当該自己負担額と6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域において受診が可能な者への対応について

職域において保険者等が提供するがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）の受診が可能な者に対しては、それらを受診していただくよう、クーポン券を配布する際に周知すること。

(2) がん検診台帳の整備について

クーポン券を利用した者の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

(3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるようにするとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

また、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

(9) 発送費用の抑制について

クーポン券等の送付においては、世帯毎に他のがん検診の案内と一緒に送付する等、発送費用の抑制に努めること。

Ⅲ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、市区町村が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん及び大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者とする。

5 事業の内容

事業の内容は、対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への個別の精密検査の受診再勧奨の実施とする。

※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査への再勧奨等についても対象とする。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精密検査機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) がん検診台帳の整備について

受診再勧奨後の精密検査の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

(2) 精密検査の結果について

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 Q&A

No.	Q	A
全体		
1	国の指針に基づいたがん検診とは、全てのがん検診を国の指針どおりに実施していなければならないのでしょうか。各がん検診に関して個別に判断するのでしょうか。	がん検診ごとに判断します。
2	毎年乳がん検診を行っている場合は、国の指針である2年に1回よりも過剰に行っているため、補助対象とはならないということでしょうか。	毎年乳がん検診を行っている場合も、隔年で受診すべきである旨を周知している場合は、補助対象として差し支えないと考えます。
個別の受診勧奨・再勧奨		
1	個別の受診勧奨・再勧奨の対象者のうち、特定の年齢層や特定のがん種など、市町村で対象者を絞って受診勧奨・再勧奨を行うことは可能ですか。	対象者の一部に対して個別の受診勧奨・再勧奨を行った場合も補助対象となります。
2	郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨とかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨はどちらも実施しなければいけないのでしょうか。	どちらか一方だけの実施でも補助対象となります。
3	個別受診勧奨・再勧奨について、再勧奨を行わない場合(個別受診勧奨のみ)も補助対象となりますか。	補助対象となります。
4	個別の受診勧奨・再勧奨を行う際、対象者が勧奨後に受診し、受診結果を自治体に送付するための「返信用封筒等」を勧奨通知に同封した場合、「返信用封筒等」に係る経費は補助対象経費として算定してよいのでしょうか。	「返信用封筒等」に係る経費は補助対象とはなりません。
5	個別の受診勧奨・再勧奨の対象者選定に当たっての基準日はあるのでしょうか。	個別の受診勧奨・再勧奨の基準日は設定しません。各自治体の運用に基づき、実施要綱で定める対象年齢から対象者を選定してください。
6	個別勧奨通知と同封して大腸がん検診の検査キットを送付する場合、増加分も含め、郵送料として補助申請することは可能ですか。	増加分は補助対象とはなりません。個別勧奨通知分の郵送料は補助対象となります。
7	既に市に受診登録がされている者、受診の申込をしてきた者に対して送付している「受診案内」についても個別の受診勧奨の対象としてよろしいのでしょうか。	受診の意志が明らかである者に対して受診案内を送付することは受診勧奨には当たりませんので、補助対象外となります。
8	がん検診受診が当該年度の4月1日から始まる場合、前年度中(前年度予算内で)に受診案内を送付する(3月31日発送など)こととなりますが、こちらで受診勧奨を行っても補助対象となるのでしょうか。	前年度中に実施した業務に係る経費は当該年度予算の補助対象とはなりません。
9	特定健診などの受診案内と一緒にがん検診の受診案内をした場合も対象としてよろしいでしょうか。その場合の費用は按分すべきでしょうか。	がん検診分を按分して計上してください。
10	個別の受診勧奨通知を郵送する際に、対象者が検診を受ける意志があるかどうかや職場検診や個人で医療機関で受診する予定等の状況把握も含めた内容のアンケートを返信してもらい、検診を受ける意志がある人に対する再勧奨につなげたいと考えています。この場合のアンケート返信のための郵送料について、補助金の対象になるのでしょうか。	アンケート返信のための郵送料については、補助対象とはなりません。
11	個別勧奨を世帯毎に送付した時に、同世帯に80代、60代、40代の年齢の方がいた場合について教えてください。対象年齢の方が一人でもいれば、郵送費用や印刷費用を全額補助対象と考えていいですか？それとも人数案分して申請する必要がありますか？	人数が増えることで郵送料や印刷費用が増えるのであれば対象者分を按分してください。複数人分を同封しても対象者のみに送る場合と費用が変わらないのであれば、全額補助対象として差し支えありません。
12	かかりつけ医に対して、1回の勧奨に当たりいくらと言うように謝金を支払う場合、補助対象になりますか。	補助対象外です。報償費は、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨を行うために市区町村において連絡協議会等を開催する際の謝金を想定しており、受診勧奨を実施するたびにかかりつけ医に対して謝金を支払うことは想定しておりません。
13	かかりつけ医からの個別の受診勧奨・再勧奨について、「がん検診」に限定した内容でなく、国保の特定健診や市民検診とがん検診をあわせたようなチラシの場合でも、作成費・郵送費等の経費を補助対象経費として計上することはできますか。	計上することはできますが、補助対象となるのはがん検診に係る部分のみとなりますので、適切な方法により按分し、がん検診部分のみを計上してください。
14	かかりつけ医を通じて行うがん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨について、単にリーフレット等をかかりつけ医の病院の窓口におく場合でも補助の対象となりえますか？	単にリーフレット等をかかりつけ医の病院の窓口におくだけでは、「個別の受診勧奨・再勧奨」とは言えませんので、補助対象外となります。
15	乳がん検診・子宮頸がん検診について、前年度受診者も含む勧奨年齢者に受診勧奨を行う場合、個別通知に隔年で受診すべきである旨を記載してあれば補助対象となるのでしょうか。	補助対象にはなりますが、受診する必要のない方に受診勧奨すべきではないと考えます。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 Q&A

No.	Q	A
16	クーポン対象者にクーポン券を配布した後、未受診者に勧奨ハガキ等を送付した場合は、個別の受診再勧奨となるのか。それとも個別の受診勧奨となるのか。	クーポン券配布者のうち未受診者に対して行う受診勧奨は、個別の受診再勧奨となります。
17	「健康カレンダー」や「市報」といったような年間(月間)の行事(検診・検査等)のお知らせの送付等も受診勧奨とみなされますでしょうか。	がん検診の受診勧奨であることが対象者に明確に伝わらないと考えられる場合は補助対象外となります。
18	隔年で実施すべき検診を毎年実施している場合や、前年度の受診未受診に関係なく受診勧奨を行う場合、個別の受診勧奨・再勧奨においては、隔年で受診すべき旨を周知する必要があるとのことですが、周知の方法は、通知への記載が必須となりますでしょうか？通知とは別にその旨を記載したポスターを設置したり、市報、窓口等で周知を行うだけでは対象となりませんかでしょうか？	対象者に明確に伝わる形で周知する必要がありますので、通知への記載を想定しております。
19	対象者の網羅的ながん検診台帳を作成するとは、具体的にチェックリストのどの項目を実施すればよいのでしょうか。	対象者の網羅的ながん検診台帳を作成するとは、チェックリストの下記の2項目を両方とも実施している場合をいいます。 1(1)対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しているか。 2(1)個人別の受診台帳またはデータベースを作成しているか。
20	「検診機関用チェックリスト1. 受診者への説明」の項目を対象者に伝えることとありますが、これが実施できていなければ、個別の受診勧奨・再勧奨は対象とならないのでしょうか。	必須の説明項目は1、4、5の前段です。これらが記載されていなければ、本事業で規定する個別の受診勧奨・再勧奨とはなりません。
21	「検診機関用チェックリスト1. 受診者への説明」の項目を対象者に伝えることとありますが、受診勧奨時に記載していれば、再勧奨時は記載がなくてもかまわないのでしょうか。実施できていなければ、個別の受診勧奨・再勧奨は対象とならないのでしょうか。	再勧奨時も記載されていなければ、本事業で規定する個別の受診勧奨・再勧奨とはなりません。
子宮頸がん検診と乳がん検診のクーポン券等配布		
1	クーポン券の対象者選定に当たっての基準日はいつですか。	令和4年4月20日とします。
2	子宮20歳、乳40歳の検診手帳送付は必須でしょうか。クーポンのみの送付でも補助対象となりますか？	クーポンのみの送付でも補助対象となります。ただし、がん検診に関する正しい知識を身につけていただくため、クーポン券を配布する際は合わせて検診手帳も配布することが望ましいと考えます。
3	クーポン配布の対象となった方が、市町村が独自に行っているがん検診を30歳代のうちに既に受けていた場合は、その方はクーポン配布の補助対象外となるのでしょうか。	国の指針に基づくがん検診としては初めて受診することになるので、市町村独自のがん検診を30代に受診していたとしても、補助対象となります。
4	例えば下記のような場合、補助対象となるのでしょうか。 子宮頸がん:20歳以上 毎年実施 乳がん :40歳以上 マンモグラフィ+視触診(超音波検査)	乳がんはマンモグラフィ部分は補助対象となります。子宮頸がん検診を毎年実施している場合、隔年で受診すべき旨を周知している場合は、補助対象として差し支えないと考えます。
5	年齢について、国は対象者を満年齢(20歳、40歳)で設定していますが、年度年齢で既に前年度からがん検診を実施している場合は、補助対象にならないということでしょうか。	年度年齢で既に前年度からがん検診を実施している場合も、実施要綱の対象年齢に該当すれば補助対象になります。ただし、クーポン券の配布の目的は、これまで検診を受診していない方に受診していただくことですので、過去にがん検診を受診した方に対してクーポン券を配布することについては、その目的に照らして適切にご判断いただく必要があると考えます。
6	市ではクーポンをハガキ形式にして送付することを想定しています。そこでハガキの中にQRコードを載せ、検診手帳が電子上で見れるという形式にした場合、検診手帳を送付したことにはなりませんか。	国庫補助事業としては、一部の方だけが入手(アクセス)可能な方法ではなく、住民が簡単に入手できる方法が望ましいという観点から、冊子として検診手帳を配付することを想定しており、ご照会のような場合は、国庫補助事業としては、検診手帳を送付したことにはならないと考えています。
7	子宮頸がん20歳、乳がん40歳の対象者に関しては、過去5年度に市区町村の実施するがん検診を受けたかどうかに関わらず、全員が、検診費助成措置の対象となりますでしょうか。	なります。
8	乳がん検診においては、視触診を併用している場合、クーポン配布全てが補助の対象外となるのでしょうか。	視触診を併用している(視触診とマンモグラフィを併せて実施している)場合も補助対象となります。ただし、視触診に係る検診費用については、補助対象とはなりません(平成28～令和元年度と同様)。
精密検査未受診者に対する受診再勧奨		
1	「精密検査未受診者に対する受診再勧奨」の対象者について、対象者の年代の記載がないので、「市町村が実施したがん検診の結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者」全員とらえてよいのでしょうか。	貴見のとおりです。なお、「市町村が実施したがん検診」とは、国の指針に基づき実施したがん検診となりますのでご注意ください。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 Q&A

No.	Q	A
2	隔年に受診すべきとされている検診については、前年度に受診歴があった場合、精密検査の再勧奨は補助対象外となるのでしょうか。	ご照会の場合であっても、要精密検査と判定された者に対しては医療機関への受診を指導すべきであるため、補助対象として差し支えありません。
子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布事業の新型コロナウイルス感染症の影響について		
1	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかどうかの判断はどのようにするのか。	新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた事業が中止となり、対象者の受診する機会が無く、自治体が次年度の実施が必要と判断した場合等が考えられます。
2	令和3年度対象者を令和4年度対象者とした場合にどのように事業を実施したらよいか。	<p>《集団検診の場合》 令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響で中止をした集団検診の予約者を対象として集団検診を実施する等が考えられます。</p> <p>《個別検診の場合》 既に配布したクーポン券の有効期間の延長等が考えられます。その際は経費削減の観点から郵送による連絡ではなく、HP等での周知の検討をお願いいたします。(クーポン券の配布自体を中止していた場合は除く)</p>
3	令和3年度対象者を令和4年度対象者とした場合にクーポン券等を再配布してよいか。	経費削減の観点からクーポン券の有効期間延長等での対応の検討をお願いいたします。(クーポン券の配布自体を中止していた場合は除く)